

制定 平成 18 年 9 月 13 日
改正 平成 21 年 3 月 12 日
改正 平成 24 年 6 月 6 日
改正 平成 25 年 11 月 14 日
改正 平成 26 年 9 月 11 日

受託研究開発取扱規程

(総則)

第 1 条 建築研究開発コンソーシアム（以下「本会」という。）が、外部機関等から、調査、研究等の業務を受託し実施する場合の取り扱いは、この規程による。

(受託の決定)

第 2 条 本会に対して外部機関等から研究開発の委託の依頼があった場合、事務局は運営委員会に依頼の内容を報告する。

- 2 運営委員会は、第 1 項の依頼に係る研究開発の内容、実施体制、受託期間、資金計画等について審査の上、受託の諾否を決定し、受託の諾否の決定結果を依頼者に通知する。

(契約の締結)

第 3 条 本会が受託を決定した受託研究開発（以下、「受託研究開発」という。）については、委託者と本会で研究開発委託契約を締結する。

- 2 契約書案については、運営委員会の承認を経て定める。
- 3 研究開発の内容の大幅な変更等、重要な契約変更については、前項の規定を準用する。
- 4 本規程で定められていない事項で受託研究開発の実施に必要なことは、契約で定める。

(実施グループの設置)

第 4 条 研究開発推進等委員会は、契約内容に基づき、受託研究開発の実施に必要な実施グループについて人選する。

- 2 実施グループのうち、本会会員（以下「会員」という。）については、原則として正会員及び準会員の構成員並びに学術会員を対象とした公募に基づき人選する。但し、委託者の意向により公募によらないことができる。
- 3 本会は研究開発推進等委員会の人選に基づき実施グループを設置し、実施グループの構成について委託者に通知する。

(受託研究開発の実施)

- 第5条 受託研究開発の実施は、実施グループにおいて行う。
- 2 事務局は、受託資金の管理を行うとともに、受託研究開発の実施を補助する等、受託研究開発が円滑に進められるために必要な業務を行う。
 - 3 実施グループに対する謝金等の支払いについては別に定めるものとする。

(受託研究開発の完了)

- 第6条 受託研究開発が完了した時には、実施グループが成果物を作成し、研究開発推進等委員会に報告した上で、本会より委託者に提出する。
- 2 実施グループから提出された受託費の支出の内訳については、事務局より運営委員会に報告するものとする。
 - 3 支出の内訳は、研究実施に関する直接経費及びこれらに付帯する事務局経費に区分して明示するものとする。
 - 4 第2項の報告内容に基づき、本会は、契約に基づく精算手続きを委託者で行うものとする。

(成果の共有化)

- 第7条 本会は、委託者の了解の範囲内で、受託研究開発の成果について、会員間での共有化に努めるものとする。

(規程の改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、研究開発推進等委員会で審議し、運営委員会の承認を経て行う。

(その他)

- 第9条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて本会と委託者の間で誠意をもって協議する。
- 2 この規程に拠りがたい事情が生じたときは、運営委員会又は研究開発推進等委員会の承認を得た上で取り扱うものとする。

(附則)

この規程は、平成 26 年 9 月 11 日より施行する。